

アソシエイト講師規約

【第1条 目的】

本規約は、友永ヨーガ学院（以下「学院」）のアソシエイト講師制度の運営に関する基本事項を定めるものです。

【第2条 申込資格】

アソシエイト講師への登録を申し込むことができる者は、友永ヨーガ学院指導者養成コースの修了者に限ります。

【第3条 アソシエイト講師の称号と活動範囲】

登録を認められた者は「友永ヨーガ学院アソシエイト講師」の称号を使用することができ、学院の名称を用いてヨーガの指導を行うことができます。また、独立して自身の教室を開設・運営することができます。

【第4条 登録費用】

初年度の登録にあたり、以下の登録費を納付していただきます。

登録費	金 3,000円（別途消費税）
-----	-----------------

【第5条 有効期間と更新】

- 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。
- 引き続き登録を希望する場合は、有効期間満了前に所定の更新手続きを行い、更新費を納付してください。

更新費	金 3,000円（別途消費税）
-----	-----------------

【第6条 更新に必要な活動実績】

- 更新にあたっては、前年度（4月～3月）における指導活動の実績を学院に報

告していただきます。

2. 指導実績がない場合は、更新前に学院が指定する指導実習を受講してください。
3. アソシエイト講師としての指導の質を維持・向上するため、月に2回以上、学院のレッスンを受講されることをお勧めします。（努力目標）

指導実習受講費	金 15,000円（別途消費税） ※1回あたり
---------	-------------------------

【第7条 講師会プログラム解説録画の視聴】

アソシエイト講師は、別途申込みのうえ所定の費用を納付することにより、学院が配信する講師会プログラム解説録画を視聴することができます。

視聴費用	年額 金 36,000円（別途消費税）
------	---------------------

なお、録画の視聴にあたっては、学院が別途定める「講師会録画視聴に関する誓約書」の内容に同意し、署名していただく必要があります。

【第8条 禁止事項】

アソシエイト講師は以下の行為を行ってはなりません。

1. 学院の名誉・信用を傷つける行為
2. 学院の教授内容・教材を無断で複製・転用・転載する行為
3. 登録資格の有効期間外における「友永ヨーガ学院アソシエイト講師」称号の使用

【第9条 資格の失効と称号使用禁止】

以下のいずれかに該当する場合、アソシエイト講師の資格は失効し、学院の名称および「友永ヨーガ学院アソシエイト講師」の称号を使用することができなくなります。

1. 所定の期日までに更新手続きおよび更新費の納付が完了しなかった場合
2. 前条の禁止事項に違反した場合
3. 登録者本人から退会の申し出があった場合

【第10条 再登録】

前条により資格が失効した場合でも、所定の手続きおよび費用の納付を経て、改めて登録を申し込むことができます。ただし、再登録の可否については学院が判断します。

【第11条 規約の変更】

学院は、必要に応じて本規約を変更することができます。変更の際は、登録者に対して事前に通知します。

【第12条 その他】

本規約に定めのない事項については、学院の判断に従うものとします。

制定日：2026年 3月28日

友永ヨーガ学院